

令和 6 年度

グリーン購入法 基本方針説明会資料

令和 7（2025）年 2・3 月

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物は A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

目 的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など

国等における調達の推進

「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項



国等の各機関（第7条、第8条） （国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」を作成・公表



調達方針に基づき、調達推進



調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への通知



環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

地方公共団体・地方独立行政法人

（第10条）

- ・ 毎年度、調達方針を作成
- ・ 調達方針に基づき調達推進
（努力義務）



..... 環境調達を理由として、物品調達の総量を
増やすこととならないよう配慮（第11条）

事業者・国民（第5条）

物品購入等に際し、できる限り、
環境物品等を選択
（一般的責務）

情報の提供

製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境
情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情
報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

令和6年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達推進に関する 基本方針の変更について

環境省大臣官房環境経済課



本資料の内容

1. グリーン購入法の概要
2. 特定調達品目に係る判断の
基準等の変更について

1. グリーン購入法の概要

2

グリーン購入法の概要①

目的（法第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務
（環境物品等）について、



- 国等の公的部門における調達への推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等
への需要の
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が
可能な社会の構築

3

国及び独立行政法人等

責務、基本方針、
調達方針等

責務（法第3条）

- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ➡ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - ➡ 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定（法第6条）
グリーン購入の推進に関する基本的事項等

- ◇ 重点的に調達を推進すべき環境物品の種類（**特定調達品目**）
- ◇ 判断の基準及び基準を満たす物品等（**特定調達物品等**）の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、
➡ 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表（法第7条）
➡ 調達方針に基づき調達を推進
➡ 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知（法第8条）

（取組が不十分な場合）
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
（法第9条）

4

グリーン購入法の概要③

地方公共団体等

責務（法第4条） ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

- ➡ 調達方針の作成
 - ➡ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- ➡ 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

責務（法第5条） ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

5

調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

情報の提供（法第12条、13条）

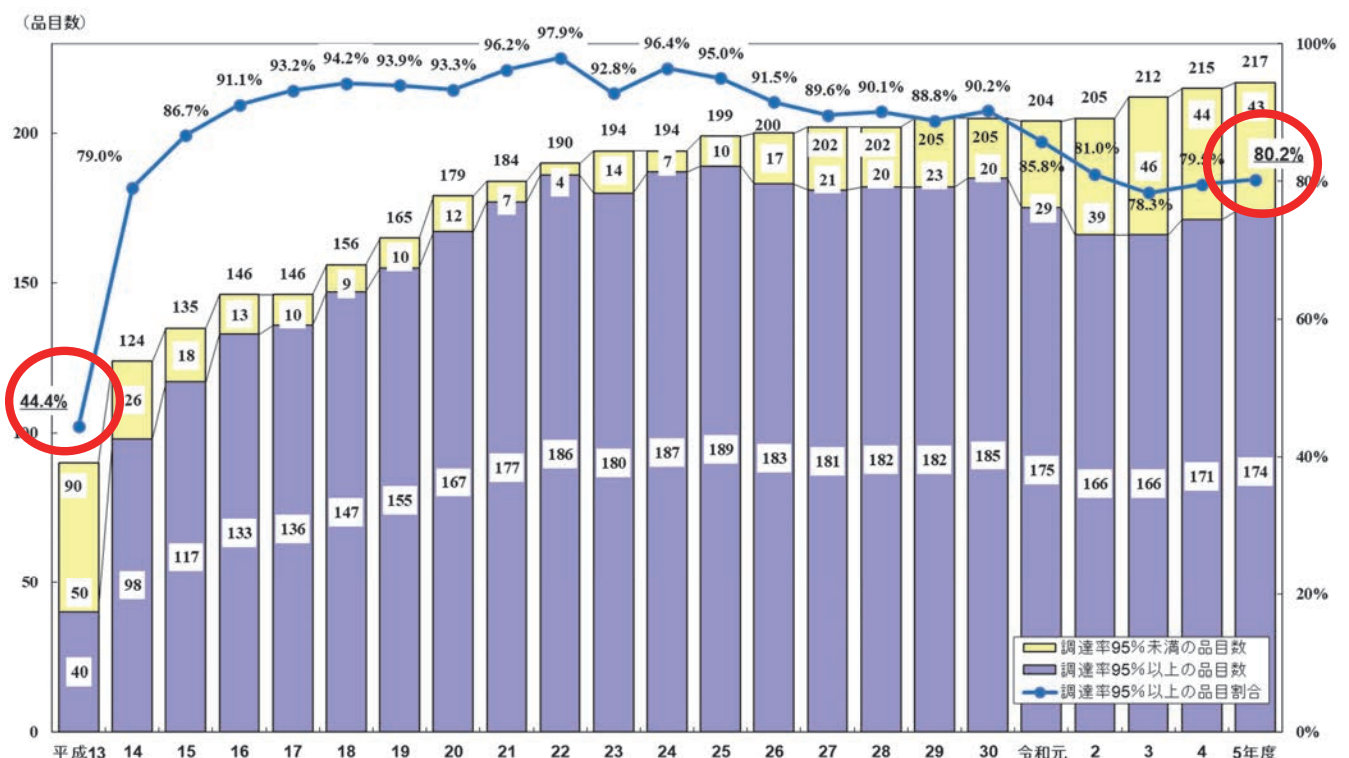
- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

情報の整理等（法第14条、附則2項）

- 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

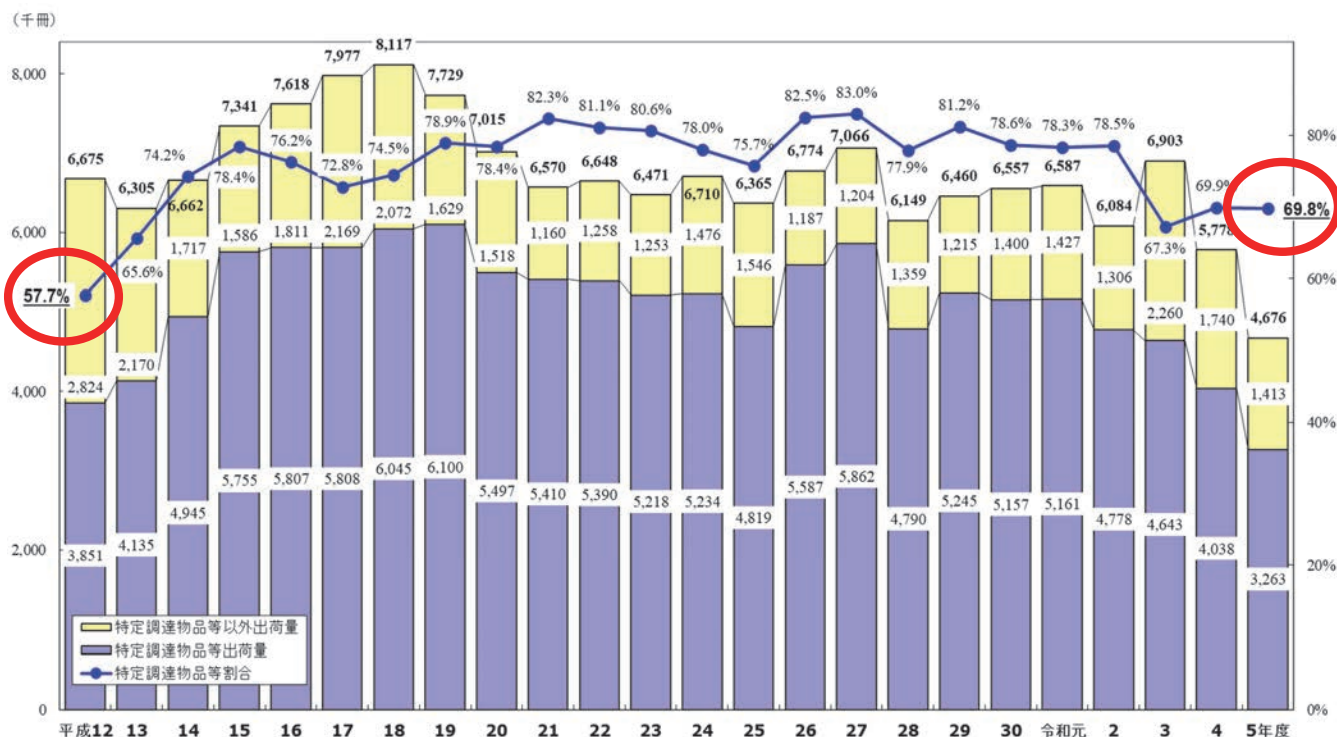
6

国等の機関の調達実績の推移



7

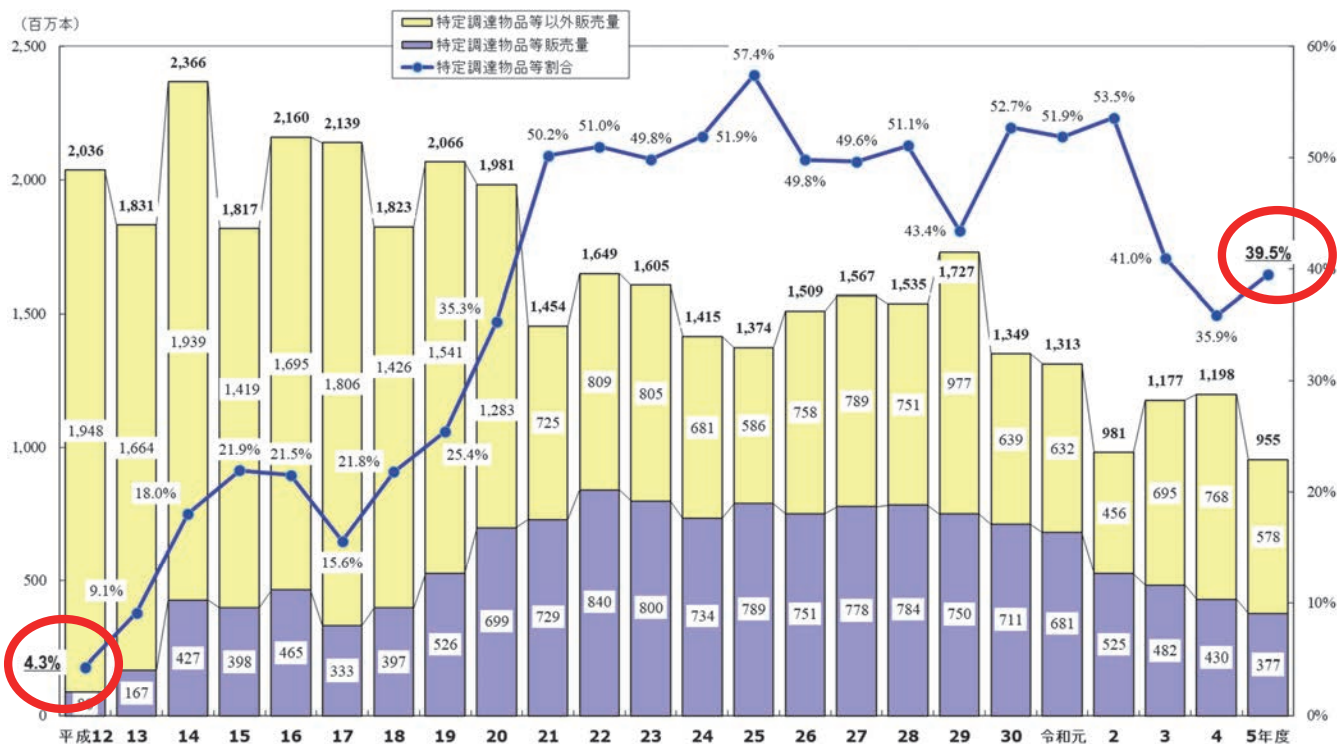
特定調達物品の国内販売量及び割合



プラスチック製バインダーの国内販売量及び特定調達物品の割合の推移

8

特定調達物品の国内出荷量及び割合



シャープペンシル替芯の国内出荷量及び特定調達物品の割合の推移

9

基本方針における2段階の判断の基準の記載及び「基準値1」の定義等を見直し

- 特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるもの
- 環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
- 当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、**より高い環境性能を示すものとして「基準値1」、最低限満たすべきものとして「基準値2」の2段階の判断の基準を設定する**
- 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定する

判断の基準	グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等（グリーン購入法に適合する物品・サービス）であるための基準
基準値 1	判断の基準において 2段階の判断の基準を設定している場合 に、当該品目における より高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準 として示すもの
基準値 2	判断の基準において 2段階の判断の基準を設定している場合 に、 各機関において調達を行う最低限の基準 として示すもの
配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、 特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

10

2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について

- ① 令和6年度における見直し等品目一覧及び概要等
- ② 令和6年度の主な見直しのポイント
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

11

- ① 令和6年度における見直し等品目一覧及び概要等
- ② 令和6年度の主な見直しのポイント
 - a. 2段階の判断の基準の活用について
 - b. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて（紙製文具を中心に）
 - c. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
 - e. 認定プラスチック使用製品の調達の推進について
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

12

令和6年度における見直し等の概要

令和6年度の検討において、

- 2段階基準活用懇談会を設置してグリーン購入法の担うべき役割の再整理、2段階の判断の基準の活用方策について検討
 - ➔ 基本方針（前文）において2段階の判断の基準の設定や調達に当たっての考え方、国等の率先調達による初期需要の創出、国等以外の主体に対する環境物品等の普及に向けた取組等を示すとともに、基準値1及び基準値2の定義を明確化
- 従前の個別品目に係る判断の基準に加え、新たに分野横断となる共通の判断の基準として「原材料に鉄鋼が使用された物品」について基準値1の要件を設定
- 新規追加は1品目、判断の基準等の見直しを行った品目は43品目※
 - ※ 共通の判断の基準、文具類の共通の判断の基準（紙製文具）、カーボンフットプリントの参照規格（ISO、CFPガイドライン）、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン及び間伐材チップの確認のガイドラインの策定年月、法律の名称（省エネ法）の変更に伴う見直しは除く

13

令和6年度における見直し等品目一覧及び概要①

分野	品目	見直し等の概要等
文具類	紙製文具	○ 紙製文具類共通の判断の基準及び紙製文具のうち個別の判断の基準を設定している品目について判断の基準の見直し → 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプを古紙パルプと同等に評価 ○ けい紙、起案用紙、ノートについて非塗工用紙及び塗工用紙に設定していた白色度及び塗工量の判断の基準を削除
画像機器等	プリンタ、プリンタ複合機※	○ ポストコンシューマ材料からなる再生又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に設定（循環性基準） ○ エコマーク認定基準の活用
	ファクシミリ※	○ 再生又は再使用プラスチック部品等の使用を判断の基準に設定（循環性基準） ○ エコマーク認定基準の活用
	スキャナ※	○ 再生又は再使用プラスチック部品等の使用を判断の基準に設定（循環性基準） ○ エコマーク認定基準の活用
オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池※【災害備蓄用品も同様】	○ 一次電池についてJIS規格の改正に伴う最小平均持続時間の見直し

注：※印は本年度の検討においてカーボンフットプリントの算定等を配慮事項に設定した品目。カーボンフットプリント等については（スライド48を参照。スライド15～17において同じ）

14

令和6年度における見直し等品目一覧及び概要②

分野	品目	見直し等の概要等
移動電話等	携帯電話※	○ バッテリーの充電サイクル数及び長寿命化機能の搭載を判断の基準に設定 ○ エコマーク認定基準の活用
	PHS※	○ バッテリーの長寿命化機能の搭載を判断の基準に設定
	スマートフォン※	○ OSの更新が可能であること、バッテリーの充電サイクル数及び長寿命化機能の搭載を判断の基準に設定 ○ エコマーク認定基準の活用
家電製品	電子レンジ※	—
エアコンディショナー等	ストーブ※	—
温水器等	ガス温水機器	○ 潜熱回収型ガス温水機器について2段階の判断の基準を設定（基準値1） ○ 従来型機器について2025年度トップランナー基準達成レベルに係るエネルギー消費効率の強化 ○ 対象範囲の見直し（既存建築物・施設等における従来型機器の取替への対応）
	石油温水機器	○ 潜熱回収型石油温水機器について2段階の判断の基準を設定（基準値1） ○ 従来型機器について2025年度トップランナー基準達成レベルに係るエネルギー消費効率の強化

15

令和6年度における見直し等品目一覧及び概要③

分野	品目	見直し等の概要等
自動車等	乗用車	○ エコカー減税に整合・強化 → 2030年度燃費基準値の80%達成レベル
	バス等、トラック等、トラクタ	○ エコカー減税に整合・強化 → 2025年度燃費基準値の95%達成レベル
制服・作業服等	制服、作業服	○ クリーニングに係るJIS規格の廃止・改正に伴う変更
インテリア・寝装寝具	金属製ブラインド※	○ 再生プラスチックの使用を配慮事項に設定（循環性基準）
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	○ 賞味期限に係る2段階の判断の基準を設定（基準値1は10年以上、基準値2は5年以上）
	備蓄用作業服	○ 新規の追加品目
役務	省エネルギー診断	○ 判断の基準に再エネの活用に向けた導入可能性調査、再エネ関連の設備・機器の導入等に係る提案を追加
	印刷※	○ 印刷事業者又は印刷物について2段階の判断の基準を設定
	食堂	○ 環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又は原材料とする加工食品の取扱いについて2段階の判断の基準を設定（基準値1は「見える化」を行ったもの） ○ 有機農業により生産された農産物又は原材料とする加工品の取扱いについて2段階の判断の基準を設定（基準値1は有機農業により生産された農産物等） ○ 食品リサイクル法に基づく基本方針を踏まえ再生利用の優先順位に従い配慮事項を修正

16

令和6年度における見直し等品目一覧及び概要④

分野	品目	見直し等の概要等
役務	庁舎管理	○ 環境負荷低減効果が認められる空調設備用フィルターについて調達者向けの推奨事項として例示
	機密文書処理	○ オフィス製紙機による機密文書処理について必要に応じ、導入可能性を含めた検討を留意事項として追加
	印刷機能等提供業務	○ プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナに係る判断の基準等の見直しへの対応
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋※	○ ポストコンシューマ材料を原料とする再生プラスチックの使用を配慮事項に追加

注：上記の品目のほかシュレッダー及び電気便座については令和6年度において1年間設定していた経過措置を終了

17

- 令和6年度において判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨を併記した分野・品目は、以下の3分野7品目
 - 画像機器等 プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ
 - 移動電話等 携帯電話、スマートフォン
 - 災害備蓄用品 備蓄用作業服
- これまで環境ラベルの活用を行った分野又は品目は下表のとおりであり、令和7年度からは新たに7品目を加えた115品目

追加時期	品目数	環境ラベル活用分野又は品目
令和3年2月	3	トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ごみ袋
令和4年2月	88	文具類（全85品目）、制服、作業服、清掃
令和5年2月	15	オフィス家具等（全12品目）、電球形LEDランプ、消火器、ベッドフレーム
令和5年12月	2	プロジェクタ、シュレッダー
令和7年1月	7	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、携帯電話、スマートフォン、備蓄用作業服

18

令和6年度における特定調達品目に係る判断の基準等の見直し等

1品目の新規追加・43品目の判断の基準等の見直し
分野横断の共通の判断の基準の設定



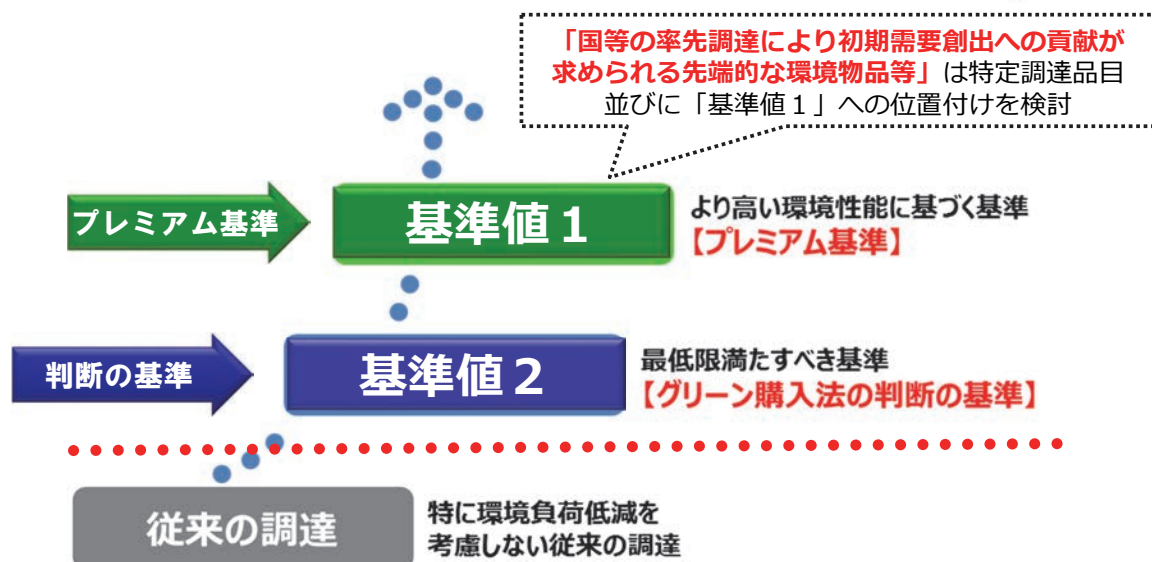
22分野288品目

19

- ① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要等
- ② 令和6年度の主な見直しのポイント
 - a. 2段階の判断の基準の活用について
 - b. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて（紙製文具を中心に）
 - c. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
 - e. 認定プラスチック使用製品の調達の推進について
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

20

2段階の判断の基準（プレミアム基準）の考え方



○基準値1の位置付け明確化・運用改善を図るため、以下の内容を新たに基本方針へ位置付け

- 見直しに当たっては、「基準値1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値2」の水準の引き上げ（**全体のレベルアップ**）
- 各機関は「基準値1」及び「基準値2」の定量的な調達目標を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」を調達（**基準値1の調達推進**）
- 国（環境省）は各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値1」及び「基準値2」による調達の取組状況を比較して公表（**フォローアップ**）

21

● 第六次環境基本計画（令和6年5月） 第2部第2章1（3）

- ✓ （公共調達による市場・需要の創出等） 環境配慮型の公共調達を増加させていくことは、既存の製品・サービスの普及を通して、市場・需要の創出につながる。自然資本投資の拡大に呼応し、最先端の脱炭素製品・技術に対する初期需要を我が国全体で喚起・創造することも重要である。少数企業しか応れできない、製造コストが高いことなどにより活用が広がっていない又は今後の普及が見込まれる優良な環境製品・技術・サービス※について、現在及び将来の国民の本質的なニーズを踏まえ、政府実行計画及びグリーン購入法に基づき、国が率先してこれらの製品・サービスを調達する方針を示すことで、政府として初期需要創出に貢献し、企業が「経路依存性」や「イノベーションのジレンマ」に陥らずに、これらの製品・サービスを開発・社会実装・普及する取組を後押しする。グリーン購入法・環境配慮契約法、政府実行計画、地方公共団体実行計画等の枠組みを活用し、各府省庁が連携して次世代型太陽電池の需要創出等に取り組み、公共部門が牽引して社会全体の排出削減を推進する。
※ 例えば、グリーンスチール、CO2吸収型コンクリート・カーボンリサイクルセメント、ペロブスカイト太陽電池、e-methane、e-fuelなど

● 第六次環境基本計画（令和6年5月） 第2部第2章5（1）

- ✓ （需要の創出と価値観のシフト） 政府実行計画及びグリーン購入法に基づき、国が最先端の脱炭素製品・技術を率先して活用することで、社会実装を後押しするとともに、「デコ活」により消費者の意識変革や行動変容を促していく。
- 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）～循環経済を国家戦略に～ 5.2.
✓ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした環境配慮設計がなされた製品等を調達するとともに、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこととし、2024年度から取組を開始することによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。さらに、より高い環境性能を示す基準の積極的な活用等によって、天然資源由来の製品との価格比較で普及が困難なリサイクル製品等の初期需要創出に貢献し、これらの開発・社会実装・普及を支援する。また、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用し、一層のグリーン購入の裾野の拡大を図る。

22

「基準値1」の設定に当たっての主要な考え方

従前のプレミアム基準を参考とした「基準値1」の設定に当たっての主要な考え方

（1）現行の判断の基準の強化（数値的強化等）

- 他の制度や環境ラベル等におけるより高い基準の準用
- 重視すべきライフサイクル段階・環境負荷項目の基準強化（環境性能の高い物質等への代替・転換を含む）（数値強化に当たっては物理的・環境的な限界等への留意が必要）

（2）新たな評価軸の追加

- 新たな評価軸（ライフサイクル段階、環境負荷項目）の追加
- 配慮事項の判断の基準への格上げ

（3）自己適合宣言の強化又は第三者等の認証・確認

- 適切かつ徹底的な情報開示による自己適合宣言
- 基準への適合について第三者等の実施する認証制度等による確認

（4）他の環境施策との連携強化による相乗効果

- 脱炭素社会（ネット・ゼロ、GX推進）、循環型社会（循環経済）、自然共生型社会（ネイチャーポジティブ）等の実現に寄与する施策等との連携（同時にトレードオフへの留意が必要）（新規追加）
- 物品等のカーボンフットプリントの算定・開示やカーボン・オフセットの認定等

23

新たに2段階の判断の基準を設定した品目一覧

- 既存5品目及び分野横断の共通基準について2段階の判断の基準を新規に設定
- ➡ 既存品目 ガス温水機器、石油温水機器、災害備蓄用飲料水、印刷、食堂
 - ➡ 共通基準 原材料に鉄鋼が使用された物品

分野	品目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器	○ 潜熱回収型ガス温水機器、潜熱回収型石油温水機器 ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	○ 賞味期限10年以上 ➔ 現行の判断の基準（基準値2は賞味期限5年以上）の強化（数値的強化）
役務	印刷	○ 印刷事業者を求める要件（OR要件） ✓ 環境マネジメントシステムの認証、環境報告書等の作成・公表、グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定取得事業者（工場） ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（EMS、グリーンプリンティング・環境推進工場認定制度等） ○ 印刷物に求める要件（OR要件） ✓ カーボンフットプリントが算定・開示された印刷物、カーボンオフセットされた印刷物 ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP等）
役務	食堂	○ 環境負荷低減への取組が「見える化」された農産物等 ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（みどりの食料システム戦略） ○ 有機農業により生産された農産物等 ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（有機農業の推進）

24

新たに2段階の判断の基準を設定した品目一覧

分野	品目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
分野横断	原材料に鉄鋼が使用された物品 ^{注1注2}	○ 原材料に鉄鋼が使用された物品の要件（AND要件） ✓ 削減実績量 ^{注3} が付された鉄鋼であること ✓ 当該物品に使用されている鉄鋼のカーボンフットプリントが算定・開示されていること ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（GXの推進）

注1：原材料に鉄鋼が使用された物品には**役務分野及び公共工事分野の品目は対象に含まれない**

注2：基準値1の要件を満たす鉄鋼（以下「グリーンスチール」という。）が原材料に使用された物品の判断の基準への適合状況の詳細は後述（当該品目に係る判断の基準を満たすことが適合の前提）

注3：**今回、鉄鋼製品については業界のガイドラインに従うものを採用するが、日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された際は、再度検討する**

25

【参考】2段階の判断の基準の既設定品目一覧

分野	品目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	○ カーボンフットプリントの算定及び開示 → 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP）
家電製品（電気冷蔵庫等）	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	○ 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫の年間消費電力量が基準値2の100/105 ○ 電気冷凍庫の年間消費電力量が基準値2の100/110 → 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	○ エネルギー消費効率のトップランナー基準達成（ビル用マルチエアコンは冷媒のGWPに係る基準達成でも可） → 現行の判断の基準の強化（数値的強化） → 新たな評価軸の追加（ビル用マルチエアコンについては配慮事項の格上げ）
照明	LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）	○ エネルギー消費効率が基準値2の120/100 → 現行の判断の基準の強化（数値的強化） → 新たな評価軸の追加（各種制御機能など省エネルギー効果の高い機能の具備、配慮事項の格上げ）
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	○ 電動車等 → 他の環境施策との連携による相乗効果（自動車の電動化推進）
	乗用車用タイヤ	○ 転がり抵抗係数が7.7以下（基準値2は9.0以下） → 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
インテリア・寝装寝具	タイルカーペット	○ カーボンフットプリントの算定及び開示 → 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP）
設備	太陽熱利用システム	○ 集熱器の日集熱効率が区分別の基準値2より強化 → 現行の判断の基準の強化（数値的強化）

26

2段階の判断の基準の設定品目一覧【令和7年度】

分野	品目	品目数	閣議決定年月
画像機器等（コピー機等3品目）	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	3	令和5年2月（経過措置により6年度から）
家電製品（電気冷蔵庫等3品目）	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	3	平成31年2月設定 令和4年2月強化
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	1	平成31年2月設定 令和5年2月強化
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器	2	令和7年1月設定
照明	LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）	1	平成31年2月設定
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ（乗用車は令和4年2月から基準値1の「電動車等」のみに統一）	5	令和3年2月設定 令和4年2月強化
	乗用車用タイヤ	1	令和4年2月設定
インテリア・寝装寝具	タイルカーペット	1	令和5年2月設定
設備	太陽熱利用システム	1	令和3年2月設定
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	1	令和7年1月設定
役務	印刷、食堂	2	令和7年1月設定
分野横断（共通）	原材料に鉄鋼が使用された物品	—	令和7年1月設定

国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等については「**基準値1**」への位置づけを検討

27

原材料に鉄鋼が使用された物品①【p. 9】

○ 2段階の判断の基準を活用し、「**原材料に鉄鋼が使用された物品**」について新たに分野横断の共通の判断の基準を設定

下記のとおり **共通の判断の基準を設定し、個別の特定調達品目に係る判断の基準と合わせて適用**する。※

分野横断の対象	判断の基準等
原材料に鉄鋼が使用された物品	【判断の基準】 ○ 基準値1は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 ① 削減実績量が付されていること。 ② 原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

※ **2段階の判断の基準が設定されている品目**については、当該品目に係る基準値1を満たす場合、又は共通の判断の基準の基準値1を満たし当該品目に係る基準値2を満たす場合は基準値1となる。また、共通の判断の基準の基準値1、当該品目に係る基準値1のいずれも満たさずに当該品目に係る基準値2を満たす場合は基準値2となる。

2段階の判断の基準が設定されていない品目については、共通の判断の基準の基準値1を満たし当該品目に係る判断の基準を満たす場合は基準値1となる。また、共通の判断の基準の基準値1を満たさずに当該品目に係る判断の基準を満たす場合は適合となる。

なお、個別の品目において当該品目に係る判断の基準（2段階の判断の基準が設定されている場合は基準値2）を満たさない場合は、共通の判断の基準の適合状況によらず適合しない。

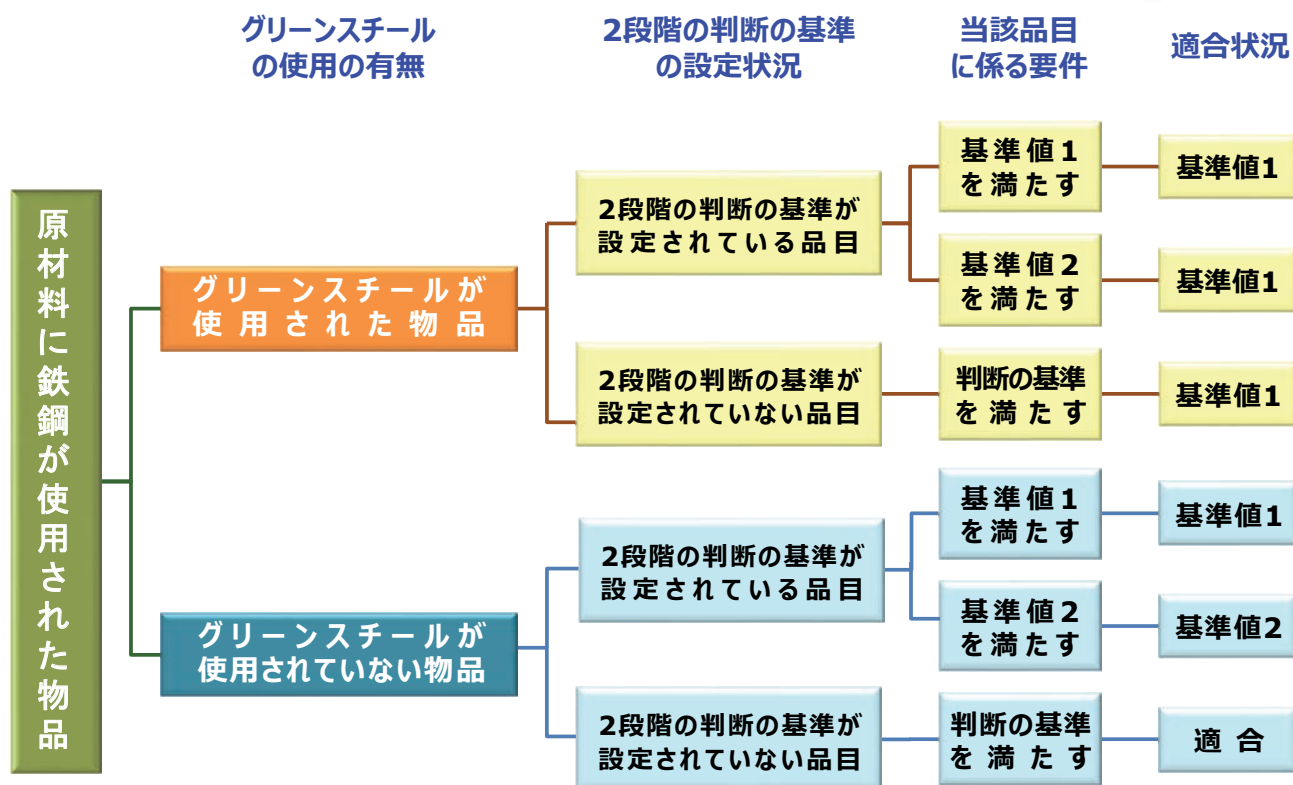
28

原材料に鉄鋼が使用された物品②

- 備考) 1 「削減実績量が付されていること」とは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「グリーンステールに関するガイドライン」の手続に従って削減実績量が証書として付されていることをいう。
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 **共通の判断の基準について、製造事業者において当該基準値1を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない。**
- 5 **調達を行う各機関は、環境省及び製造事業者等がウェブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと。**

29

原材料に鉄鋼が使用された物品の要件・適合状況



※ 当該品目に係る判断の基準（2段階の判断の基準が設定されている場合は基準値2）を満たさない場合はグリーンスチールの使用の有無にかかわらずグリーン購入法には適合しない

30

原材料に鉄鋼が使用された物品に係る情報提供

○ 調達者向けの「原材料に鉄鋼が使用された物品」に係る情報提供のイメージ

- 情報提供者：共通の判断の基準を満たす鉄鋼製品を製造・販売する事業者、業界団体等
- 環境省：情報集約の上、調達者向け供給情報（品目単位）をHPで提供
- 調達者：環境省HPにおいて情報を確認の上、調達可能である場合に調達

※ 情報の収集、集約した調達者向け供給情報の提供に当たっては関係省庁や団体等との連携を視野に、様々なチャネルを通じた提供について検討



31

- ① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要等
- ② 令和6年度の主な見直しのポイント
 - a. 2段階の判断の基準の活用について
 - b. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて（紙製文具を中心に）
 - c. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
 - e. 認定プラスチック使用製品の調達の推進について
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

32

文具類に係る判断の基準等の見直し

○ 文具類

- ➔ 文具類は現行の基本方針において85品目が特定調達品目として位置づけられており、基本的には文具類共通基準として、主要材料別（プラスチック、紙、木、金属）に判断の基準を設定しているところ
- ➔ 判断の基準等については順次強化・見直しを実施してきたところであり、例えば主要材料がプラスチックである品目については、ポストコンシューマー材料に係る配合率の設定、共通基準にバイオマスプラスチックの使用を追加するなど、市場及び製品開発の状況に応じ判断の基準等の見直しを実施
- ➔ 令和5年度において紙製品の一部について古紙パルプ配合率を中心とした判断の基準の見直しを求める提案が業界団体から提出されたが、印刷用紙に係る判断の基準等の改定及び改定後の市場動向等を踏まえ、本年度継続して検討することが適当と判断されたところ

- 紙製文具については古紙パルプ以外の原料となるパルプ（森林認証材パルプ及び間伐材等パルプ）を古紙パルプと同等に評価（共通基準及び個別基準）
- 新たに評価するパルプ（古紙、森林認証材及び間伐材等）の合計の配合率について従前の判断の基準の古紙パルプ配合率と同じ配合率とする
- けい紙、起案用紙、ノートに係る判断の基準として非塗工用紙に設定していた白色度及び塗工用紙に設定していた塗工量の基準を削除

33

- 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプを同等の環境価値として評価
- 新たに評価するパルプ（古紙、森林認証材及び間伐材等）の合計の配合率について従前の判断の基準の古紙パルプ配合率と同じ配合率

【文具類共通】 古紙パルプ配合率+森林認証材パルプ配合率+間伐材等パルプ配合率 ≥50%

品 目	判断の基準等
文具類共通	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①及び② 略 ③<u>金属を除く主要材料が紙の場合</u>は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は<u>古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上</u>であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④及び⑤ 略

34

けい紙、起案用紙、ノートに係る判断の基準

- 新たに評価するパルプ（古紙、森林認証材及び間伐材等）の合計の配合率について従前の判断の基準の古紙パルプ配合率と同じ配合率

【個別基準】 古紙パルプ配合率+森林認証材パルプ配合率+間伐材等パルプ配合率 ≥70%

- 非塗工用紙（白色度^{注1}）及び塗工用紙（塗工量^{注2}）に設定していた判断の基準を削除

注1：森林認証材、間伐材等を50%以上配合したバージンパルプのみの配合を認めることから、白色度に係る判断の基準を削除

注2：塗工量が両面で30g/m²以下の塗工用紙の供給は極めて少ないことから、塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を追加設定したところ。令和5年12月の印刷用紙に係る判断の基準の見直しにより当該基準が緩和されたことから削除

品 目	判断の基準等
けい紙 起案用紙 ノート	【判断の基準】 ● <u>古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上</u>であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ● 塗工されているものにあっては、塗工量が両面で30g/m²以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ● 塗工されていないものにあっては、白色度が70%程度以下であること。

35

- ① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要等
- ② 令和6年度の主な見直しのポイント
 - a. 2段階の判断の基準の活用について
 - b. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて（紙製文具を中心に）
 - c. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて**
 - d. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
 - e. 認定プラスチック使用製品の調達の推進について
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

36

自動車に係る判断の基準等の見直し

① 乗用車

- ➔ 乗用車（ハイブリッド自動車）の燃費に係る判断の基準はいわゆる「自動車重量税のエコカー減税（減免区分25%軽減）」と整合を図り設定
- ➔ 令和5年12月の乗用車（ハイブリッド自動車）の燃費に係る判断の基準は2030年度燃費基準値の70%達成レベルを適用
- ➔ エコカー減税では令和7（2025）年5月～8（2026）年4月末まで80%達成レベルに引き上げられる予定

② 重量車（バス等、トラック等、トラクタ）

- ➔ 令和5年12月における重量車に係る判断の基準については2段階の判断の基準を設定しており、基準値1が電動車等、基準値2が次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの
- ➔ 燃費に係る判断の基準は令和4年2月から据え置いており、2015年度燃費基準値の+5%超過達成レベルを適用

- 乗用車についてはエコカー減税と整合を図ることとし、令和7年度から2030年度燃費基準値の80%達成レベルに引き上げ（強化）
- 重量車（バス等、トラック等、トラクタ）については市場への供給状況を確認し、2025年度燃費基準値の95%達成レベルに引き上げ（強化）

37

③ 小型バス

- ➡ 小型バスに係る判断の基準については2段階の判断の基準を設定しており、基準値1が電動車等、基準値2が次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの
- ➡ 燃費に係る判断の基準は自動車を6車種に分けた令和3年2月から据え置いており、2015年度燃費基準値を適用

④ 小型貨物車

- ➡ 令和5年12月における小型貨物車に係る判断の基準については2段階の判断の基準を設定しており、基準値1が電動車等、基準値2が次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの
- ➡ 小型貨物車の燃費に係る判断の基準は2022年度燃費基準値の90%達成レベル（エコカー減税と整合）を適用

- 小型バスについては市場への供給状況を確認の上、現行の燃費基準値に据え置き
- 小型貨物車の燃費基準値については市場への供給状況を踏まえ、令和6年度の燃費基準値で据え置き

38

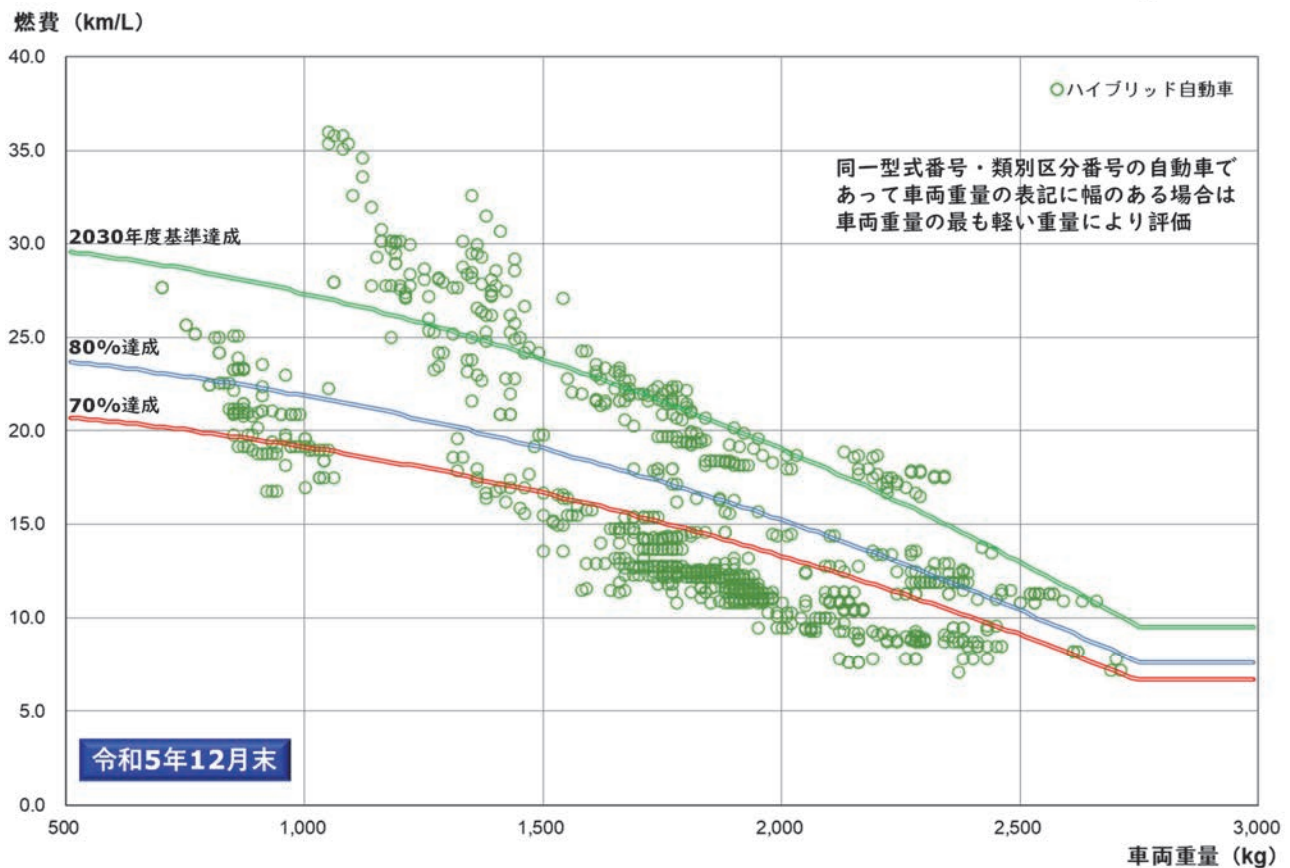
【参考】自動車の燃費に係る判断の基準

令和7年度における自動車の燃費に係る判断の基準（6年度との比較）

車 種	令和6年度の判断の基準	令和7年度の判断の基準
乗用車	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2（ガソリン又はLPGの場合）及び備考12（ <u>2030年度基準70%達成レベル</u> ）を満たすこと）	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2（ガソリン又はLPGの場合）及び備考12（ <u>2030年度基準80%達成レベル</u> ）を満たすこと）
小型バス	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>2015年度燃費基準値</u> ）	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）
小型貨物車	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>2022年度基準90%達成レベル</u> ）	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）
バス等 トラック等 トラクタ	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの（2015年度基準の+5%超過達成レベル）	基準値1：電動車等 基準値2：次世代自動車又は一定の燃費基準を満たすもの（ <u>2025年度基準95%達成レベル</u> ）

39

【参考】HV乗用車の車両重量別燃費（WLTCモード）



資料：国土交通省「自動車燃費一覧」（令和6年3月）より作成 40

乗用車及び重量車①【p.128】

乗用車及び重量車に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車	【判断の基準】
小型バス	① 乗用車にあつては、次の要件を満たすこと。
小型貨物車	ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、 備考12に示された算定式により算定された燃費基準値 を下回らないこと。
バス等	イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。
トラック等	② 小型バスにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。
トラクタ	ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。
	ア. 電動車等であること。
	イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。

乗用車及び重量車に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車	【判断の基準】
小型バス	③ 小型貨物車にあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。 ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合すること。
小型貨物車	ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表 4-1 及び表 4-2 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
バス等	④ バス等にあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表 5 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
トラック等	⑤ トラック等にあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表 6 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
トラクタ	⑥ トラクタにあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表 7 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。

42

乗用車及び重量車に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車	【配慮事項】
小型バス	① エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。
小型貨物車	② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
バス等	③ 再生材が可能な限り使用されていること。
トラック等	④ バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
トラクタ	⑤ エコドライブ支援機能を搭載していること。

43

乗用車及び重量車に係る判断の基準等

(前 略)

備考) 1 2 乗用車に係る燃費基準値 (WLTCモード燃費値) の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び係数 β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759 \text{ kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759 \text{ kg})$$

FE : 燃費基準値 (km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M : 車両重量 (kg)

α : 燃費基準達成率であって **0.8**

β : 燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

(後 略)

44

① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要等

② 令和6年度の主な見直しのポイント

- a. 2段階の判断の基準の活用について
- b. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
(紙製文具を中心に)
- c. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- d. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- e. 認定プラスチック使用製品の調達の推進について

③ その他の判断の基準等の見直し等品目

45

新たにCFP算定・開示等を設定した品目

- カーボンフットプリントを算定した製品又はカーボン・オフセットされた製品等について引き続き対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進
 - 「カーボンフットプリント ガイドライン」を踏まえた対応を促進
- 令和6年度においては下表の**13品目**について**カーボンフットプリントの算定・開示等**を新たに判断の基準又は配慮事項として設定
 - ※ 「印刷」については2段階の判断の基準を新たに設定し、**基準値1の要件**の一つとして「**印刷物のカーボンフットプリントの算定・開示**」及び「**カーボン・オフセットされた印刷物**」を設定

分野	品目	分野	品目
画像機器等	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ	エアコンディショナー等	ストーブ
オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池	インテリア・寝装寝具	金属製ブラインド
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン	役務	印刷
家電製品	電子レンジ	ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

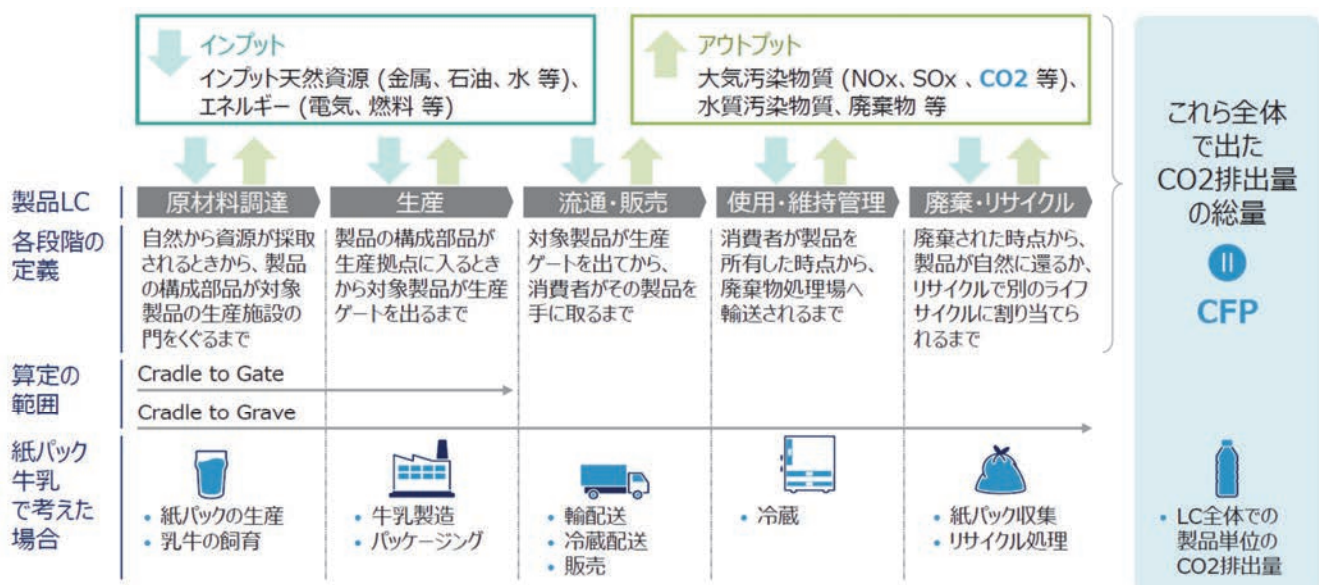
注：「印刷」のみカーボンフットプリントが算定・開示された印刷物及びカーボン・オフセットされた印刷物を2段階の判断の基準の基準値1として設定（OR要件）。他の12品目はすべて配慮事項としてカーボンフットプリントの算定・開示を設定

46

CFP算定・開示に係る規格・ガイドラインの記載

CFP算定・開示を設定している全品目について備考の記載を変更

備考) 定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）**及び又は**経済産業省・環境省作成の「**カーボンフットプリント ガイドライン（令和5年5月）**」等に整合して算定したものとする。



資料：経済産業省「サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントを巡る動向」（令和5年9月）

47

CFP又はカーボン・オフセットに係る判断の基準等の既設定品目一覧

分野又は品目	カーボンフットプリント	カーボン・オフセット	閣議決定年月 ^{注3}
文具類	配慮事項	—	令和5年2月
オフィス家具等	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
コピー機等3品目 ^{注1}	2段階の判断の基準「 基準値 1 」	配慮事項	令和5年2月
プロジェクタ	配慮事項	—	令和5年12月
シュレッダー	配慮事項	—	令和5年12月
テレビジョン受信機	配慮事項	—	令和5年2月
電気便座	配慮事項	—	令和5年2月
温水器等4品目 ^{注2}	配慮事項	—	令和5年12月
LED照明器具	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
LEDを光源とした内照式表示灯	配慮事項	配慮事項	令和5年12月
電球形LEDランプ	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
消火器	配慮事項	—	令和5年2月
タイルカーペット	2段階の判断の基準「 基準値 1 」	配慮事項	令和5年2月
ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	配慮事項	令和5年2月

注1：コピー機等3品目は「コピー機」「複合機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」

注2：温水器等4品目は「ヒートポンプ式電気温水器」「ガス温水機器」「石油温水機器」及び「ガス調理機器」

注3：閣議決定の年月は新たに判断の基準等に設定した時期。コピー機等3品目は1年間の経過措置を設定しており、令和6年度から運用を開始

48

ストーブ【p.110】

- ストーブについて「**カーボンフットプリントを算定した製品等**」を配慮事項に設定
 ➤ 他のCFPの算定・公表を配慮事項に設定された品目の記載も同様

品 目	判断の基準等
ストーブ	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② 石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

49

- ① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要等
- ② 令和6年度の主な見直しのポイント
 - a. 2段階の判断の基準の活用について
 - b. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて（紙製文具を中心に）
 - c. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
 - e. 認定プラスチック使用製品の調達の推進について
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

50

認定プラスチック使用製品の取扱いについて

■ 認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会の設置・開催

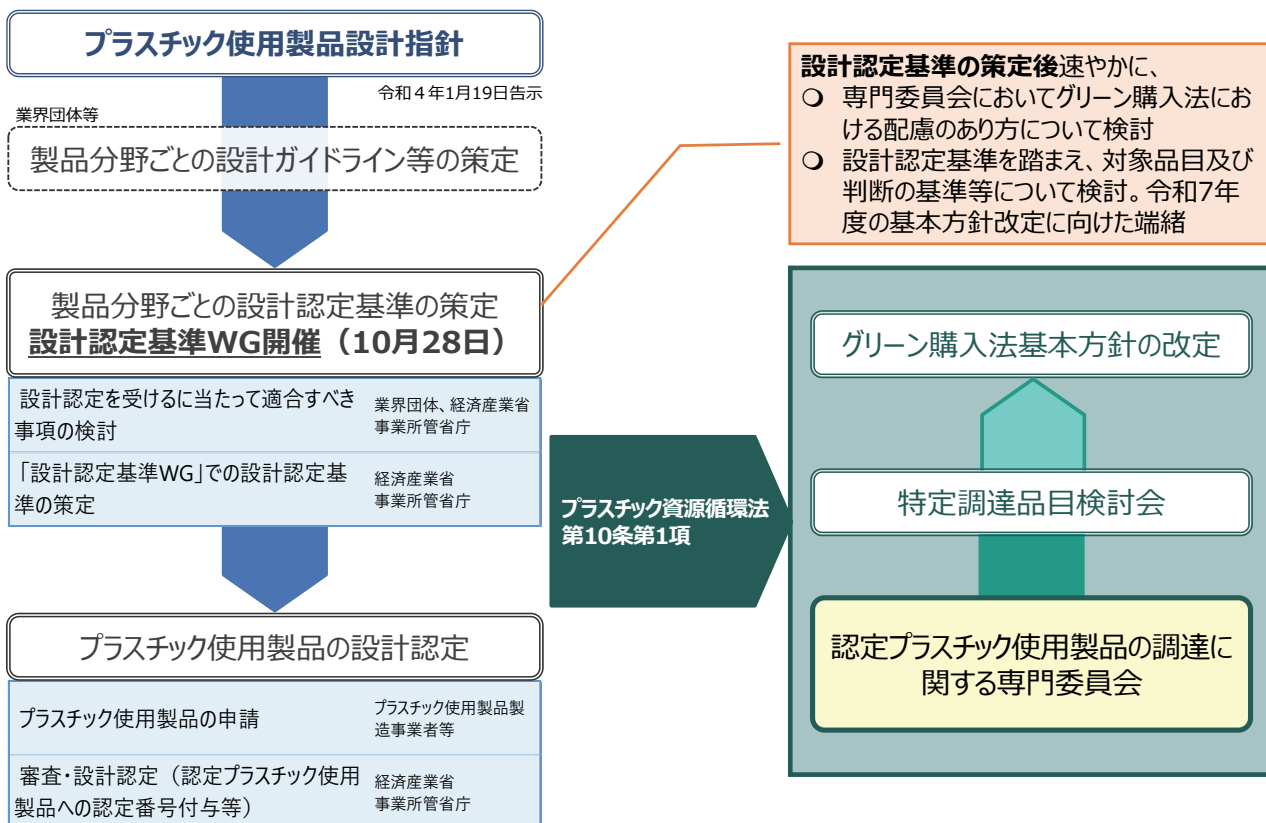
- ➡ プラスチック資源循環法第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品（認定プラスチック使用製品）は、同法第10条に基づき、グリーン購入法において認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮することが必要とされている
- ➡ 順次、プラスチック使用製品設計指針に基づき製品分野ごとの設計認定基準が策定され、プラスチック使用製品の設計認定が行われることから、特定調達品目の場合は当該品目の判断の基準等に照らし、また、特定調達品目以外の場合は、特定調達品目への追加の可否を含め、認定プラスチック使用製品の調達に関する配慮のあり方に関する検討が必要
- ➡ 特定調達品目検討会の下に設置されたプラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）において具体的な検討を実施することとしている

設計認定基準WG（経済産業省）において設計認定基準案が示されたところ

- ➡ パブリックコメントを経て設計認定基準が策定されることから、策定後速やかに専門委員会を開催することとし、認定プラスチック使用製品の調達の推進を促すための配慮について検討

51

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品の設計認定プロセス



52

【参考】設計認定基準案を策定済の製品分野

特定調達品目の分野	製品分野等	検討事項・留意点等
文具類	クリアーホルダー	○ 現行の特定調達品目 ○ クリアーホルダー及びクリアーファイルについては新規品目として追加の可能性を検討 ○ 設計認定基準案及び現行の判断の基準等（文具類共通の基準^{注1}）を比較の上、判断の基準等の見直しを検討 ○ エコマーク認定基準との整合に留意が必要
	クリアーファイル	
	バインダー	
特定調達品目以外	飲料用ペットボトル	○ 特定調達品目以外の製品分野 ➢ 関連する品目として役務の小売業務、会議運営及び飲料自動販売機設置（「ワンウェイ」のプラスチックに該当） ➢ ただし、災害備蓄用飲料水は現行の特定調達品目 ○ 特定調達品目への追加の適否の検討 ➢ 例えば新たな品目として「（調達）飲料」について検討する必要性の有無
特定調達品目以外	シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、ハンドソープ（全て家庭用製品）の本体容器又は詰替・付替容器（ボトル製若しくはフィルム製） 洗濯用洗剤 ^{注2} 、柔軟仕上げ剤、住居用洗剤 ^{注2} 、台所用洗剤（全て家庭用製品）の本体容器又はフィルム製の詰替・付替容器	○ 特定調達品目以外の製品分野 ○ 特定調達品目への追加の適否の検討 ➢ 関連する品目として役務の清掃、小売業務

注1：再生プラスチックがプラスチック重量の**40%以上**又は**バイオマスプラスチック**であって環境負荷低減効果が確認されたもの。設計認定基準案は文具類共通の基準に比べ、**より高い環境性能**となっている

注2：洗濯用洗剤のうち粉末状洗剤は対象外。住宅用洗剤のうち酸化剤を主成分とするものや漂白剤は対象外 53

プラスチック資源循環法に基づきグリーン購入法において認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮することが求められている

- 令和7年に4つの製品分野の設計認定基準が施行され、指定調査機関による設計調査※の申請が開始されるものと見込まれる
 - ※ プラスチック使用製品の設計認定を受けるための指定調査機関による指針への適合性についての技術的な調査
- グリーン購入法における認定プラスチック使用製品の調達に当たっての配慮については、設計認定基準の策定後速やかに専門委員会において検討の上、令和8年度以降の基本方針の改定に反映することとなる予定
- 他方、設計認定を受けた認定プラスチック使用製品は順次上市されるものと考えられることから、令和8年度以降の基本方針の改定前に調達可能となることも想定されるところ

認定プラスチック使用製品が上市された場合は、

- ✓ 各機関において予算及び事務又は事業の予定等を勘案した調達を推奨
- ✓ 特に特定調達品目であって、当該品目に係る判断の基準等に比べ、より高い環境性能に基づく設計認定基準が設定されてる場合は積極的な調達を推進

54

① 令和6年度における見直し品目一覧及び概要等

② 令和6年度の主な見直しのポイント

- a. 2段階の判断の基準の活用について
- b. 文具類に係る判断の基準等の見直しについて（紙製文具を中心に）
- c. 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- d. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- e. 認定プラスチック使用製品の調達の推進について

③ その他の判断の基準等の見直し等品目

55

○ 備蓄用作業服（災害備蓄用品【生活用品・資材等】）

- ➡ 令和5年度の提案募集において「防護服」として提案された品目（令和6年度は継続検討）
- ➡ 再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品

- 制服・作業服として整理が可能であるか、国等の機関が調達する防護服の仕様を確認し、適用可能な対象範囲の検討を実施
 - ➡ 制服・作業服のうち、特に災害時に作業者が着用することにより安全を確保する目的で備蓄する防護服を含む作業服として整理。なお、作業用途、機能、衛生面、法律的制約等によっては使い切りも想定
 - ➡ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品に適用
- 再生プラスチックから得られる合成繊維が繊維部分全体重量比で**50%以上**
- 新たな判断の基準（**OR基準**）としてエコマーク認定基準（商品類型No.103）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 配慮事項として保管スペースの狭小化を図るため、製品の小型化及び軽量化等を設定

56

備蓄用作業服①【p.183】

備蓄用作業服に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
備蓄用作業服	【判断の基準】 ○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、<u>再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品</u>については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックから得られる合成繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ① 保管スペースの狭小化を図るため、製品の小型化及び軽量化等がなされていること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

57

備蓄用作業服に係る判断の基準等

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「備蓄用作業服」は、災害時において作業に従事する場合に作業者が着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであって防護服を含む。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」に含めてよい。
- 4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

58

プリンタ、プリンタ複合機の判断の基準等の見直し

① プリンタ、プリンタ複合機

- ➡ プリンタ及びプリンタ複合機は法施行時から特定調達品目
- ➡ 国際エネルギースタープログラム（以下「ENERGY STAR」という。）の改定に伴い省エネルギー性能（消費電力量等）に係る判断の基準の見直しを実施してきたところであり、現行の判断の基準はENERGY STAR Version3.0の基準を準用
- ➡ 直近では令和2年2月に業務用（プロ用）プリンタ及び業務用プリンタ複合機を対象に追加するとともに、再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準として設定

- プリンタ及びプリンタ複合機については循環性基準として新たにポストコンシューマ材料の使用を判断の基準として設定
 - ➔ **5g以上使用**（令和7年4月以降に上市する製品に適用）、**プラスチック重量の1%以上**（令和8年4月以降に上市する製品に適用）
- 新たな判断の基準（**OR基準**）としてエコマーク認定基準（商品類型No.155）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

59

プリンタ、プリンタ複合機に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
プリンタ プリンタ複合機	【判断の基準】 ○ 次の①から⑦の要件を満たすこと、又は⑧の要件を満たすこと。 ① プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。 ア～オ 略 ② 大判プリンタにあっては、表 7-1 に示された区分ごとの基準、大判プリンタ複合機にあっては、表 7-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ⑤ 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑥ <u>ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が5g以上使用されていること。</u> ⑦ <u>ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていること。</u> ⑧ <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</u>

60

プリンタ、プリンタ複合機②

プリンタ、プリンタ複合機に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
プリンタ プリンタ複合機	【配慮事項】 ①～④ 略 ⑤ <u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u> ⑥及び⑦ 略

（前 略）

備考) 9 判断の基準⑤、⑥及び⑦については、インパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機には適用しない。

10 判断の基準⑥については、令和7年3月以前に販売されている製品には適用しない。

11 判断の基準⑦については、プリント基板、ラベル、ケーブル、プラグ、電機部品及び光学部品を除くすべてのプラスチックの重量を対象とし、令和8年3月以前に販売されている製品には適用しない。

12 判断の基準⑧の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。

13 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

14 配慮事項⑤の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものである。

61

② ファクシミリ、スキャナ

- ➡ ファクシミリ及びスキャナは法施行時から特定調達品目
- ➡ スキャナの省エネルギー性能に係る判断の基準はENERGY STAR Version 3.0の基準を準用
- ➡ ファクシミリの省エネルギー性能に係る判断の基準はENERGY STAR Version 2.0の基準に据え置き（平成26年2月に設定）
 - ➔ ENERGY STAR Version 3.0から単機能ファクシミリは対象外
- ➡ 国等の機関におけるファクシミリ単体機の調達量は平成24年度の2,642台から令和4年度の645台へ10年間で4分の1程度まで減少

- ファクシミリの品目からの削除については地方公共団体等における調達への影響を考慮し、今般の見直しにおいては見送ることとした
- ファクシミリ及びスキャナについては循環性基準として新たに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準として設定
 - ➔ 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用（スキャナについては令和7年度1年間の経過措置を設定）
- 新たな判断の基準（OR基準）としてエコマーク認定基準（商品類型No.155）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

62

ファクシミリ①【p.51】

ファクシミリに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
ファクシミリ	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 次の要件を満たすこと。 ア～エ 略 オ. <u>少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</u> ② <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</u> 【配慮事項】 ①～③ 略 ④ <u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u> ⑤及び⑥ 略

63

スキャナに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
スキャナ	【判断の基準】 ○ <u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> ① 次の要件を満たすこと。 ア及びイ 略 <u>ウ. 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</u> ② <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</u> 【配慮事項】 ①～③ 略 ④ <u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u> ⑤及び⑥ 略

64

ファクシミリ②、スキャナ②

ファクシミリ、スキャナに係る判断の基準等

(前 略)

- 備考) 4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 6 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040及びISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 7 判断の基準①ウについては令和7年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年12月22日閣議決定)のスキャナに係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。
- ※ 備考7はスキャナのみに適用

65

○ 携帯電話、PHS、スマートフォン

- ➡ 携帯電話及びPHSは平成21年2月から、スマートフォンは平成27年2月から特定調達品目として追加
- ➡ 平成27年2月に環境配慮設計を判断の基準に設定するなどの見直しを実施
- ➡ 令和2年2月に筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックを使用している場合に再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの含有率に係る情報の開示を判断の基準として設定するとともに、筐体又は部品への可能な限りの使用及び製品の包装又は梱包への使用を配慮事項として設定

- スマートフォンについて **OS（オペレーティングシステム）の更新（セキュリティ、修正、機能）が可能**であることを判断の基準として新たに設定
- **バッテリーの長寿命化**に関して2項目の判断の基準を新たに設定
 - ➡ 充電サイクル数（携帯電話及びスマートフォンに適用）：**携帯電話500サイクル以上、スマートフォン800サイクル以上**
 - ➡ **バッテリーの長寿命化機能の搭載**：満充電しない機能（バッテリー負荷の低減）など
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として **エコマーク認定基準（商品類型No.166）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

66

携帯電話、PHS、スマートフォン①【p.91】

携帯電話、PHS、スマートフォンに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
携帯電話 PHS スマートフォン	【判断の基準】 ○ 次の①から⑩の要件を満たすこと、又は⑪の要件を満たすこと。 ① 略 ② <u>スマートフォンにあっては、製品出荷時に搭載されたオペレーティングシステムの更新（セキュリティ、修正、機能）が可能であること。</u> ③～⑤ 略 ⑥ <u>バッテリーの初期容量の残容量80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話にあっては500サイクル以上、スマートフォンにあっては800サイクル以上であること。</u> ⑦ <u>バッテリーの長寿命化機能を搭載していること。</u> ⑧～⑩ 略 ⑪ <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</u> 【配慮事項】 ①～⑤ 略 ⑥ <u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u> ⑦～⑨ 略

67

携帯電話、PHS、スマートフォンに係る判断の基準等

(前 略)

- 備考) 7 判断の基準⑦の「バッテリーの長寿命化機能」とは、満充電しないことでバッテリー負荷を低減し、充電サイクル数を増やすなどのバッテリーの管理機能をいい、例えばバッテリーが全容量の80%まで充電されると自動的に充電を終了することをオプションでユーザが選択できる機能などを指す。

(中 略)

- 16 判断の基準⑪の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.166「スマートフォン・携帯電話Version1」に係る認定基準をいう（PHSは除く）。
- 17 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 18 配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

(後 略)

68

ガス・石油温水機器に係る判断の基準等の見直し

○ ガス温水機器、石油温水機器

- ➡ ガス温水機器及び石油温水機器は平成16年2月から特定調達品目として追加
- ➡ 令和2年2月に潜熱回収型温水機器に係る判断の基準を設定
- ➡ 令和5年12月にガス温水機器及び石油温水機器については2025年度を目標年度とするトップランナー基準の施行等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を強化するとともに、ガス温水機器の対象として省CO₂・省エネルギー効果の高いハイブリッド給湯器を追加
- ➡ また、CFPの算定等について配慮事項として設定したところ
- ➡ さらに、ガス温水機器については本年4月から2020年代後半を目標年度とする次期トップランナー基準に係る検討が開始されたところ

- 令和5年度において設定したエネルギー消費効率に係る判断の基準の強化について引き続き検討し、**2段階の判断の基準を設定**
 - ➡ 潜熱回収型温水機器についてはガス温水機器・石油温水機器ともに、より高い環境性能を有するものとして2段階の判断の基準の「基準値1」
 - ➡ 従来型温水機器については供給状況等を踏まえ基準を強化「基準値2」
- 従来型温水機器のうち、既存建築物・施設等における機器の取替の用途であって設置上の制約がある機器については対象外
- 調達者向けの留意事項として可能な限り潜熱回収型温水機器の設置を推奨

69

ガス温水機器に係る判断の基準【基準値1及び基準値2】

区 分		判断の基準【エネルギー消費効率】	
用 途	通気方式	基準値1	基準値2
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	－	トップランナー基準の達成
	強制通気式	87%以上	トップランナー基準の97/100 (97%)
ガスふろがま	－	88%以上	トップランナー基準の94/100 (94%)
ガス暖房機器	－	92%以上	トップランナー基準の92/100 (92%)

従来型石油温水機器に係る判断の基準及びトップランナー基準達成レベル【基準値2】

区 分		判断の基準【エネルギー消費効率】 (トップランナー基準達成レベル)	
用 途	加熱方式		
給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	トップランナー基準の98/100 (98%)
		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の95/100 (95%)
	浴用あり	瞬間形	トップランナー基準の98/100 (98%)
		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の95/100 (95%)
暖房用のもの	貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の98/100 (98%)	

石油温水機器に係る2段階の判断の基準の「**基準値1**」は潜熱回収型石油温水機器

70

ガス温水機器①【p.114】

ガス温水機器に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
ガス温水機器	【判断の基準】 ① 略 ② <u>ガス瞬間湯沸器のうち、自然通気式のもの</u>にあつては、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の数値を下回らないこと。 ③ <u>ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のもの</u>にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、<u>潜熱回収型ガス温水機器</u>であつて、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。 イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に97/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 ④ <u>ガスふろがま</u>にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、<u>潜熱回収型ガス温水機器</u>であつて、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。 イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に94/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。

71

ガス温水機器に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
ガス温水機器	【判断の基準】 ⑤ <u>ガス暖房機器</u>にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. <u>基準値 1</u>は、<u>潜熱回収型ガス温水機器</u>であつて、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の<u>基準値 1 の数値</u>を下回らないこと。 イ. <u>基準値 2</u>は、エネルギー消費効率が表の<u>基準値 2</u>に示された<u>基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点第 2 位以下を切り捨てた数値</u>を下回らないこと。 【配慮事項】 略

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

①～⑦ 略

⑧ 既存建築物・施設等における従来型（JIS S 2091:2013の4.4のa）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器）の機器の取替であつて、設置上の制約があるもの

（中 略）

6 調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型ガス温水機器を設置すること。

72

石油温水機器【p.117】

石油温水機器に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
石油温水機器	【判断の基準】 ① <u>基準値 1</u>は、<u>潜熱回収型石油温水機器</u>であること。 ② <u>基準値 2</u>は、<u>潜熱回収型石油温水機器以外</u>にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。 ア. <u>給湯用のもののうち、瞬間形のものにあつては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第 2 位以下を切り捨てた数値。</u> イ. <u>給湯用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあつては、基準エネルギー消費効率に95/100を乗じて小数点第 2 位以下を切り捨てた数値。</u> ウ. <u>暖房用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあつては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第 2 位以下を切り捨てた数値。</u> 【配慮事項】 略

（前 略）

備考) 5 調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型ガス温水機器を設置すること。

73

○ 災害備蓄用飲料水（災害備蓄用品【飲料水】）

- ➡ 災害備蓄用品は、平成20年2月に食料・飲料水5品目、生活用品・資材6品目（うち5品目は従前の特定調達品目）が特定調達品目として追加
- ➡ 災害備蓄用飲料水については当初「ペットボトル飲料水」に限定。令和3年2月から品目名称を「災害備蓄用飲料水」に変更するとともに、ペットボトル以外の飲料容器素材へ対象を拡大（判断の基準等の考え方には変更なし）
- ➡ 令和6年度の提案募集において賞味期限に係る判断の基準等の見直し（「基準値1」の設定）に関する提案が行われたところ

- 現行の賞味期限に係る判断の基準（5年以上）と比較して長期（10年以上）であり、省資源等が期待されることから、判断の基準等を見直し（賞味期限が10年以上を基準値1として設定）

74

災害備蓄用飲料水【p.177】

災害備蓄用飲料水に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
災害備蓄用飲料水	【判断の基準】 ① <u>次の要件を満たすこと。</u> <u>ア. 基準値1は、賞味期限が10年以上であること。</u> <u>イ. 基準値2は、賞味期限が5年以上であること。</u> ② 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ① 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ② 容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③ 使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。

75

① 省エネルギー診断（役務）

- ➡ 省エネルギー診断は法施行時から特定調達品目
- ➡ 平成27年2月に技術資格の要件及び省エネ対策の提案内容に係る判断の基準の見直しを実施
- ➡ 令和2年2月にエネルギー管理体制、管理方法の提案（省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善に加え、エネルギー管理体制・管理方法の提案）を判断の基準に追加
- ➡ 政府実行計画（令和3年10月閣議決定）において大規模な庁舎から省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づく運用改善等※を求めているところ

※ 「各府省庁において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する」こととされている

- 今後のカーボンニュートラルを見据え、現行の省エネ対策に加え、**再エネの活用に向けた導入可能性調査、再エネの活用に係る設備・機器の導入等**を新たな提案項目として位置づけ

76

省エネルギー診断（役務）【p.219】

省エネルギー診断に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
省エネルギー診断	【判断の基準】 ○ 表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況、 再生可能エネルギーの導入可能性
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備・機器の導入（ 再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器を含む。 ）、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入（ 再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器を含む。 ）、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

77

② 印刷（役務）

- ➡ 印刷は法施行時から特定調達品目（当初は「納入印刷物」として納入される印刷物に係る判断の基準を設定。平成14年2月から役務分野の「印刷」）
- ➡ 当初は印刷用紙及び印刷に使用するインキに係る判断の基準を設定
- ➡ 平成20年1月の古紙パルプ配合率偽装問題を受けて、平成21年2月及び22年2月にリサイクル適性表示や資材確認票の義務化等の大幅な改定を実施
- ➡ 令和2年2月にインキに係るVOC対策の強化を図ったところ
- ➡ また、令和5年度の提案募集においてプレミアム基準を活用した2段階の判断の基準の設定に関する提案があり、継続検討品目とされたところ

- 令和5年度の提案募集において提案された評価項目等を検討し、**2段階の判断の基準を設定**（下記5項目のうちいずれかを満たすこと（OR要件））
 - ➡ 「基準値1」として印刷事業者（工場）に求める要件は「環境マネジメントシステムの認証取得」「環境報告書等の作成・公表」及び「グリーンプリンティング又は環境推進工場の認定取得」
 - ➡ 「基準値1」として印刷物に求める要件は「印刷物のカーボンフットプリントの算定・開示」及び「カーボン・オフセットされた印刷物」
- 調達者向けに印刷物が少数の場合はデジタル印刷を選択する等適切な発注に努める旨追記

78

印刷（役務）①【p.220】

印刷に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
印刷	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ○ 基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の①から④の要件をそれぞれ満たすこと。 ① 印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③ 印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④ 印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

79

印刷に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
印刷	【判断の基準】 ⑤ 次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。 ア. <u>環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。</u> イ. <u>環境報告書等を作成・公表している事業者であること。</u> ウ. <u>印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u> エ. <u>ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。</u> オ. <u>グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者（工場等）であること。</u> 【配慮事項】 略

80

印刷に係る判断の基準等

(前 略)

- 備考) 1 0 「環境マネジメント」とは、事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくことをいい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントシステムの例としてはISO 14001、エコアクション21等がある。
- 1 1 「環境報告書等」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書及び環境報告書に記載すべき事項等に関する内容を包含している報告書をいう。
- 1 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 1 3 判断の基準＜共通事項＞⑤ウの定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 1 4 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物」とは、当該印刷物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）印刷物をいう。
- 1 5 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

81

印刷に係る判断の基準等

備考) 16 「グリーンプリンティング認定制度」とは、事業者（工場等）の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度であり、一般社団法人日本印刷産業連合会が運営する制度。「環境推進工場認定制度」とは、印刷物製造工程における環境負荷低減への取組を一定水準以上達成した中小印刷事業者（工場等）を認定・登録する制度であり、全日本印刷工業組合連合会及び東京都印刷工業組合が運営する制度。

（中 略）

19 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう、また、少数の場合はデジタル印刷を選択する等適切な発注に努めること。

（後 略）

82

食堂に係る判断の基準等の見直し

③ 食堂（役務）

- ➡ 食堂は平成14年2月から特定調達品目に追加
- ➡ 平成18年2月に新たに繰り返し利用できる食器の使用を判断の基準に追加
- ➡ 平成31年2月にワンウェイのプラスチック製食器・容器等の原則使用禁止、食品廃棄物削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者への普及啓発等を判断の基準として設定するなど大幅に強化
- ➡ 令和4年2月には地域の農産物、有機農業により生産されたものを、令和5年2月には食器の修繕・再生利用を、それぞれ配慮事項として追加
- ➡ さらに、農林水産省において「みどりの食料システム戦略」に基づき、持続可能な食料システムの構築、食料システム全体の環境負荷低減の取組や国民理解の醸成に向け、環境負荷低減の取組の「見える化※」を推進

※ 「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（令和6年3月）

- 食堂において飲食物を提供する場合に**2段階の判断の基準を設定（OR要件）**
 - ➔ 「**基準値1**」として「環境負荷低減の取組の『見える化』を行った農産物又はこれら農産物を原料とする加工食品を利用した飲食物」又は「有機農業により生産された農産物又はこれら農産物を原料とする加工品を利用した飲食物（配慮事項からの格上げ）」
- 食品リサイクル法の基本方針に即し配慮事項の再生利用の優先順位を修正

83

食堂に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
食堂	【判断の基準】 ○ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあつては、<u>基準値 1 は、次の①又は②及び③から⑪までの要件を、基準値 2 は、次の③から⑪までの要件をそれぞれ満たすこと。</u> ① <u>食堂内における飲食物の提供に当たっては、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。</u> ② <u>食堂内における飲食物の提供に当たっては、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。</u> ③～⑪ 略 【配慮事項】 ① <u>生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。食品廃棄物等は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、飼料化、肥料化、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地への活用、メタン化等により再生利用されること。</u>

84

食堂（役務）②

食堂に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
食堂	【配慮事項】 ②及び③ 略 ④ <u>食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。</u> ④～⑧ 略

（前 略）

- 備考)
- 判断の基準①の「環境負荷低減の取組の「見える化」とは、「みどりの食料システム戦略」（令和 3 年 5 月 12 日みどりの食料システム戦略本部決定）及び「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（令和 6 年 3 月農林水産省策定）に基づく農業者等による環境負荷低減の努力の評価とそのラベル表示をいう。
 - 判断の基準②の「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第 2 条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
 - 判断の基準①及び②については、当該要件を満たす農産物又は加工食品若しくは加工品を常時取り扱うことが困難な場合において、提供する飲食物の種類、量、提供期間等の一部においてそれらを取り扱うことで、適合しているものとみなす。

（後 略）

85

【参考】農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- **みどりの食料システム戦略**に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示します。
- 米については、**生物多様性保全**の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。
(登録番号付与209件 令和6年6月末時点) (販売店舗等358か所 令和6年6月末時点)
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施します。



みえるらべる
と呼んでね!

詳しくは農水省HPへ



温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等)
— 吸収(バイオ炭等)

★ : 削減貢献率5%以上
★★ : 10%以上
★★★ : 20%以上



※上記の商標は商標出願中です

対象品目：23品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶 ※括弧書きがないものは全て露地のみ

生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>

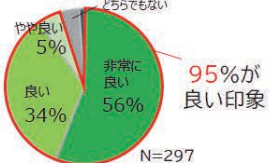
化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点
★★ : 2点
★★★ : 3点以上

消費者へのわかりやすい表示

(令和4年度・令和5年度 実証より)

店舗への印象



令和4年度・令和5年度実証において

全国のべ789か所で販売

(令和6年3月末時点)

86

【参考】食堂における有機農産物の使用について

各省庁等の食堂における有機農産物の使用について

- グリーン購入法に基づく国等の環境物品等の調達に関する基本方針(令和4年2月25日閣議決定)において、国等の庁舎における食堂について、**有機農業の推進に係る配慮事項**を設定。
- 農林水産省では、これを踏まえた当省の調達方針に即して、運営事業者の公募を実施。農林水産省の職員第1食堂においては、**常時10種類以上の有機農産物を使用したメニュー**が提供されているほか、令和5年から、庁舎内の6か所の食堂全てにおいて提供。
- 当省から他省庁の食堂担当に対して、情報提供・働きかけを行っており、**法務省、厚生労働省等、複数の省庁の食堂において、有機農産物を使用したメニューを試行的に提供。**
- 有機農業の取組拡大に伴い、公的機関における有機農産物の使用をさらに進めるべく、本年度の基本方針改定において、配慮事項から**基準値1(プレミアム基準)**として要件化を希望。

グリーン購入法に基づく方針

国等の基本方針

<食堂>

(有機農業の推進に係る配慮事項)

- ・ 食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。

農林水産省の調達方針

<食堂>

- ・ 原則として、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物等を積極的に使用する食堂を率先して調達する。

各省庁の食堂の取組

使用する有機農産物

<法務省>

- 令和4年11月に**有機野菜(タマネギ、ニンジン、じゃがいも、ペビーリーフ)**を使用した「有機野菜と厚切りベーコンのトマトパスタ」を提供。

<厚生労働省>

- 令和4年12月の福島フェアや令和5年10月のノウフクフェアにおいて、**有機野菜(長ねぎ、ホウレンソウ、じゃがいも、タマネギ)**を使用したメニューを提供。

<農林水産省>

- 複数の仕入れ先を確保し、常時**トマト・ダイコン等有機野菜10品目程度**を提供中。

- 令和4年11月から令和5年2月までの期間限定で**全ての米飯メニューで有機米(福島県産)**を使用。今後も、仕入れ時期などの状況を見て積極的に使用する予定。

有機農産物を使用したメニュー等の例

《真鯛の揚げだしと有機野菜のあんかけ(農水省)》



《牛バラ肉と野菜のオイスター炒め(農水省)》



《きたあかりの肉じゃが(厚労省)》



《蒸し鶏とネギの旨塩さびおえ(厚労省)》



87

○ プラスチック製ごみ袋

- ➡ プラスチック製ごみ袋は令和2年2月から特定調達品目に追加
- ➡ 当初の判断の基準は再生プラスチック配合率10%以上又はバイオマスプラスチック配合率10%以上であることに加え、配合率に係る情報表示を設定
- ➡ 令和3年2月にバイオマスプラスチック配合率を10%以上から25%以上に、再生プラスチック配合率を10%以上から40%以上にそれぞれ引き上げ
- ➡ また、タイプⅠ環境ラベルの活用（エコマーク認定基準を満たす又は同等のもの）とともに、充填剤の不使用に係る判断の基準も併せて追加したところ
- ➡ さらに、令和6年度の提案募集において「炭酸カルシウム配合ごみ袋」及び「複合素材を混練したプラスチック製ごみ袋」が提案されたところ

- プラスチック製ごみ袋について提案されたものを含めて検討を実施
 - ➡ 「バイオプラスチック導入ロードマップ（令和3年1月）」において可燃ごみ袋は特に温室効果ガス排出抑制に資するバイオマスプラスチック（非生分解性）が適していること、プラスチック以外の代替素材が異物となりプラスチックリサイクルの阻害要因となることから提案は見送り
- ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの可能な限りの使用を配慮事項として追加
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

88

プラスチック製ごみ袋①【p.271】

プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
プラスチック製ごみ袋	【判断の基準】 ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ①及び② 略 ③ <u>ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</u> ④ <u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u> ⑤ 略

89

プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準等

(前 略)

備考) 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

(中 略)

- 10 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 11 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

(後 略)

90

経過措置の終了（シュレッダー及び電気便座）

■ シュレッダー

- ➡ 平成28年2月の見直しにおいて待機時消費電力基準の強化、出荷時の低電力モード又はオフモードへの移行時間を配慮事項から判断の基準へ格上げ
- ➡ 令和5年12月の見直しにより、
 - ✓ 特定の化学物質の使用制限について配慮事項から判断の基準へ格上げ（令和6年度1年間の経過措置を設定）
 - ✓ エコマーク認定基準（商品類型No.161）を活用

■ 電気便座

- ➡ 令和5年2月の見直しにおいて、暖房機能のみを有するものを対象から除外
- ➡ 令和5年12月の見直しにより、
 - ✓ 貯湯式及び瞬間式の電気便座についてエネルギー消費効率（年間消費電力量）を強化（令和6年度1年間の経過措置を設定）

当該品目に係る市場における供給状況等を踏まえ経過措置を終了

電気便座に係る基準エネルギー消費効率（年間消費電力量）

区 分		基準エネルギー消費効率（kWh）
温水洗浄便座 （洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	172
	貯湯式（貯湯タンク無し）	87

91

- グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの参考とするため、毎年度、特定調達品目に関する提案募集を実施しています。
- 令和7年度は、2段階の判断の基準（基準値1, 2）の品目設定・基準の見直し、共通の判断の基準の設定・見直し、GX推進、物品の調達から役務（サービス）としての利用への転換等に係る提案について、積極的に募集します。
- 提案募集の時期は、令和7年5月頃を予定していますので、環境物品等の製造・販売等を行う事業者等の皆様からのご提案をお待ちしています。

【提案募集の内容】

● 特定調達品目の追加及びその判断の基準の提案

● 現行の判断の基準の強化、見直し等の提案（基準値1への設定提案を含む）

※提案募集は、「物品・役務」「公共工事」の分野に分けてそれぞれ実施

※基準値1とは、調達に際しての支障や供給上の制約がない限り、調達を推進していく、より高い環境性能の基準

- 令和6年度の提案募集の募集要項等は、下記URLからご覧いただけます。
https://www.env.go.jp/press/press_03171.html（物品・役務）
https://www.env.go.jp/press/press_03170.html（公共工事）
- 令和7年度の提案募集については、提案募集開始時に環境省、経済産業省及び国土交通省より報道発表するとともに、環境省のグリーン購入法に関する下記サイトにも掲載いたします。
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

国等の機関向け事務連絡

調達方針の策定、調達実績のとりまとめについて

- 国等の各機関においては、調達方針の策定、調達実績のとりまとめについて、下記のスケジュールにてご対応をお願いします。
- 電子化の観点から、関係省庁等間のやり取りについては、公文への捺印を省略するとともに、原則として電子データでの授受となります。
- 公文書のひな型、手続きについては、別途メールにてご連絡します。

事務手続きスケジュール

時期	手続き等
令和7年3月末まで	令和7年度調達方針の作成（各機関）
令和7年4月18日（金）まで	令和7年度調達方針に関する環境省への連絡（担当者及び公表URLの通知）
令和7年6月30日（月）まで	令和6年度調達実績の公表・環境省への報告

- ☞ 国等の機関向け事務手続、調達実績の集計フォーマット等は、グリーン購入法.netの「参考資料」のサイトに掲載しています。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

特定調達品目及び判断の基準等の改定一覧

:判断の基準等変更品目

:新規追加品目

分 野	特定調達品目 (令和5年12月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和7年1月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
前 文				* 基準値1による調達推進、調達方針・調達実績のとりまとめ及び公表、国による情報提供の拡充等について追記
物 品 共 通		原材料に鉄鋼が使用された物品		* 基準値1は、鉄鋼の削減実績量が付されていること及び鉄鋼のCFPの算定・開示
1 紙 類	7	コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレトーパー ティッシューパー		
2 文 具 類	85	シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー(汎用型) ステープラー(汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット(バー) テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動) OAクリーナー(ウエットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) ダストブロー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり(液状)(補充用を含む。) のり(澱粉のり)(補充用を含む。) のり(固形)(補充用を含む。) のり(テープ)		* 文具類共通及び個別品目の判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計とする見直し * 判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計とする見直し * 判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計とする見直し

分 野	特定調達品目 (令和5年12月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和7年1月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
		ファイル		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し
		バインダー		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し
		ファイリング用品 アルバム(台紙を含む。)		
		つづりひも		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し
		カードケース		
		事務用封筒(紙製)		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し
		窓付き封筒(紙製)		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し
		けい紙		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し *塗工、非塗工別に適用していた塗工量、白色度の要件を削除
		起案用紙		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し *塗工、非塗工別に適用していた塗工量、白色度の要件を削除
		ノート		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し *塗工、非塗工別に適用していた塗工量、白色度の要件を削除
		パンチラベル		
		タックラベル		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し
		インデックス		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し
		付箋紙		*判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し
		付箋フィルム		
		黒板拭き		
		ホワイトボード用イレーザー 額縁		
		テーブ印字機等用力セット		
		テーブ印字機等用テーブ		
		ごみ箱		
		リサイクルボックス		
		缶・ボトルつぶし機(手動)		
		名札(机上用)		
		名札(衣服取付型・首下げ型)		
		鍵かけ(フックを含む。)		
		チョーク		
		グラウンド用白線		
		梱包用バンド		
3 オフィス家具等	12	いす		
		机		
		棚		
		収納用什器(棚以外)		
		ローパーティション		
		コートハンガー		
		傘立て		
		掲示板		
		黒板		
		ホワイトボード		
		個室ブース		
		ディスプレイスタンド		

分 野	特定調達品目 (令和5年12月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和7年1月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
4 画 像 機 器 等	10			
		コピー機		
		複合機		
		拡張性のあるデジタルコピー機		
		プリンタ		＊判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 ＊判断の基準に、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が5g以上使用されていること及びポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていることを追加(経過的措置あり) ＊配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
		プリンタ複合機		＊判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 ＊判断の基準に、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が5g以上使用されていること、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていることを追加(経過的措置あり) ＊配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
		ファクシミリ		＊判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 ＊判断の基準に、少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていることを追加 ＊配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
		スキャナ		＊判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 ＊判断の基準に、少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていることを追加(1年間の経過措置適用) ＊配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
		プロジェクタ		
		トナーカートリッジ インクカートリッジ		
5 電 子 計 算 機 等	4	電子計算機		
		磁気ディスク装置		
		ディスプレイ		
		記録用メディア		
6 オフィス機器等	5	シュレッダー		＊特定の化学物質の使用の制限に係る経過措置の終了
		デジタル印刷機		
		掛時計		
		電子式卓上計算機		
		一次電池又は小形充電式電池		＊一次電池に係る判断の基準を変更(JIS C 8515 に基づく最小平均持続時間の見直し) ＊配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
7 移 動 電 話 等	3	携帯電話		＊判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 ＊判断の基準に充電サイクル数及びバッテリーの長寿命化機能の搭載を追加 ＊配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
		PHS		＊判断の基準にバッテリーの長寿命化機能の搭載を追加 ＊配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
		スマートフォン		＊判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 ＊判断の基準の変更「OSの更新が可能であること、充電サイクル数及びバッテリーの長寿命化機能の搭載を追加 ＊配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

分 野	特定調達品目 (令和5年12月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和7年1月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
8 家 電 製 品	6	電気冷蔵庫		
		電気冷凍庫		
		電気冷凍冷蔵庫		
		テレビジョン受信機		
		電気便座		*エネルギー消費効率に係る1年間の経過措置の終了
		電子レンジ		*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
9 エアコンディ ショナー等	4	家庭用エアコンディショナー		
		業務用エアコンディショナー		
		ガスヒートポンプ式冷暖房機		
		ストーブ		*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
10 温 水 器 等	4	ヒートポンプ式電気給湯器		
		ガス温水機器		*エネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定
		石油温水機器		*エネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定
		ガス調理機器		
11 照 明	3	LED照明器具		
		LEDを光源とした内照式表示灯		
		電球形LEDランプ		
12 自 動 車 等	8	乗用車		*燃費基準値の変更(ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準70%達成から、80%達成レベルへ引き上げ)
		小型バス		
		小型貨物車		
		バス等		*燃費基準値の変更(2025年度燃費基準95%達成レベルに変更)
		トラック等		*燃費基準値の変更(2025年度燃費基準95%達成レベルに変更)
		トラクタ		*燃費基準値の変更(2025年度燃費基準95%達成レベルに変更)
		乗用車用タイヤ		
13 消 火 器	1	2サイクルエンジン油		
		消火器		
14 制服・作業服等	4	制服		*クリーニングに係る備考の修正(JIS L 0217の削除)
		作業服		*クリーニングに係る備考の修正(JIS L 0217の削除)
		帽子		
		靴		
15 インテリア・ 寝 装 寝 具	11	カーテン		
		布製ブラインド		
		金属製ブラインド		*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
		タフテッドカーペット		*配慮事項に再生プラスチック部品の利用を追加
		タイルカーペット		
		織じゅうたん		
		ニードルパンチカーペット		
		毛布		
		ふとん		
		ベッドフレーム		
16 作 業 手 袋	1	マットレス		
		作業手袋		
17 そ の 他 織 維 製 品	7	集会用テント		
		ブルーシート		
		防球ネット		
		旗		
		のぼり		
		幕		
		モップ		

分 野	特定調達品目 (令和5年12月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和7年1月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
18 設 備	11	太陽光発電システム(公共・産業用)		
		太陽熱利用システム(公共・産業用)		
		燃料電池		
		エネルギー管理システム		
		生ゴミ処理機		
		節水器具		
		給水栓		
		日射調整フィルム		
		低放射フィルム		
		テレワーク用ライセンス		
		Web会議システム		
19 災害備蓄用品	10	(毛布、テント、作業手袋、ブルーシート及び一次電池)	1	
		災害備蓄用飲料水		* 賞味期限に係る2段階の判断の基準を設定(基準値1は10年以上、基準値2は5年以上)
		アルファ化米		
		保存パン		
		乾パン		
		レトルト食品等		
		栄養調整食品		
		フリーズドライ食品		
		非常用携帯燃料		備蓄用作業服
		携帯発電機		
		非常用携帯電源		
20 公 共 工 事	70	公共工事		
		<資材>		
		建設汚泥から再生した処理土		
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
		地盤改良用製鋼スラグ		
		高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
		再生加熱アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
		中温化アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入路盤材		
		再生骨材等		
		間伐材		
		高炉セメント		
		フライアッシュセメント		
		エコセメント		
		透水性コンクリート		
		鉄鋼スラグブロック		
		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
		下塗用塗料(重防食)		
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		
		高日射反射率塗料		
		高日射反射率防水		
		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		
		再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)		
		パークたい肥		
		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水 汚泥コンポスト)		
		LED道路照明		
		再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
		セラミックタイル		
		断熱サッシ・ドア		
		製材		
		集成材		
		合板		
		単板積層材		
		直交集成板		
		フローリング		
		パーティクルボード		
		繊維版		
		木質系セメント板		
		木材・プラスチック再生複合材製品		
		ビニル系床材		
		断熱材		
		照明制御システム		
		変圧器		
		吸収冷温水機		
		氷蓄熱式空調機器		
		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機		
		送風機		
		ポンプ		
		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		
		自動水栓		
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器		
		大便器		
		再生材料を使用した型枠		

分 野	特定調達品目 (令和5年12月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和7年1月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
		合板型枠 <建設機械> 排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械 <工法> 低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法 路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <目的物> 排水性舗装 透水性舗装 屋上緑化		
21 役 務	20	省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送(自動車) 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務		* 判断の基準に、現行の省エネ対策に加え、再エネの活用に向けた導入可能性調査、再エネの活用に係る設備・機器の導入等の提案を行うことを追加 * 2段階の判断の基準を設定 * 食材に係る2段階の判断の基準の追加(農産物の見える化ラベル表示、有機農産物の利用) * 配慮事項の食品廃棄物等について、食品リサイクル法に係る基本方針に基づく再生利用の優先順位を踏まえた表現に変更 * 設備の修繕用部品や消耗品等の選択に当たり、環境負荷低減効果を考慮するよう努めることを記載(洗浄により再使用可能な一体型フィルターを例示) * 調達者向けの留意事項に各機関においてオフィス製紙機の導入可能性について検討することを追記 * 画像機器等に係る判断の基準等の改定に伴う変更
22 ご み 袋 等	1	プラスチック製ごみ袋		* 配慮事項に、「ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること」及び「定量的環境情報が開示されていること」を追加
品目数	287		1	【22分野288品目】

